

○浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例

令和3年3月23日

条例第8号

改正 令和3年9月29日条例第28号

本市は、まちづくりの基本理念に人間尊重・自立・平和を掲げ、すべての市民が太陽（ティーンズ）のようにいきいきと輝くまちづくりを目指している。私たちは、輝かしい歴史を誇り、新しい希望に満ちた“てだこの都市・浦添”の市民として平和で豊かな社会を実現しなければならない。

そのひとつとして本市では、性の多様性の尊重について理解の促進を図るため「レインボー都市うらそえ宣言」を行った。人には多様な性の形があり、誰もが自分らしく生きていく権利がある。自分自身の性の形とともに、自分とは違う多様な性の形があることを理解し、互いに尊重することで、偏見及び差別的取扱いがなく、人権が守られた平和で豊かな社会へとつながっていく。

よって、ここに、性の多様性を尊重する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性の多様性を尊重する社会 人には多様な性の形があるということに対し理解があり、偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 性的指向 人の性的関心(恋愛又は性的欲求)がどのような対象に向かうか(向かわない場合を含む。)を表す概念をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性、性自認、性的指向及び性別表現(服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別)をいう。
- (5) 性的マイノリティ 性別等が多数者と異なる者をいう。
- (6) パートナースhip 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互

に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。

- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等をいう。
- (8) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (9) 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (10) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（令3条例28・一部改正）

（基本理念）

第3条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 性別等による社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。
- (2) 誰もが性別等による社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) あらゆる教育の場において、性の多様性の尊重について理解を深めるための取組が行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働し、前項の施策に取り組むものとする。
- 3 市は、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。
- 4 市は、国際社会及び国内における性の多様性の尊重に関する取組について、情報収集を行い、地域の実情に鑑み、本市の施策に取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、性別等による一切の差別を行ってはならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性の尊重について理解を深めこれを実現するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性の尊重について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 あらゆる教育に関わる者は、教育の場において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別等による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又はハラスメントを行うこと。

(2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。

(3) 性的マイノリティであることの公表を強要し、又は禁止すること。

(4) ドメスティック・バイオレンス等を行うこと。

(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画)

第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。）第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。

2 市は、行動計画の策定に当たって、あらかじめ男女共同参画条例第17条第1項に規定する浦添市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(パートナーシップ宣誓証明)

第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができる。

- 2 パートナースhip宣誓証明書の申請手続その他必要な事項は、規則で定める。
- 3 市、市民等及び事業者は、その活動の中で、市長が交付するパートナースhip宣誓証明書を提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない。

(拠点施設)

第11条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第39号）第1条に規定するハーモニーセンターをその拠点施設とする。

- 2 市は、前項に規定する施設において、次条に規定する相談又は苦情への対応のほか、この条例の目的を達成する事業を行うものとする。

(相談及び苦情の申出)

第12条 市民等及び事業者は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、書面等により、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、必要に応じて浦添市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。